令和6年度 内閣府孤独・孤立対策担い手支援事業

ともに学ぼう

市民公益活動団体のための

合理的配慮

2013年に制定された「障害者差別禁止法」では、障がいのある人から何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが、法律で義務付けられています。この「合理的配慮の提供」は、NPOやボランティア団体においても2024年4月から義務付けられました。多くの人に開かれた活動をしている市民公益活動団体だからこそ、あらためて社会の中にある障がいを理解し、互いにその人らしさを認め合いながら活動できる環境づくりについて一緒に考えませんか?

2 F 20 B (*) 14~16 \$

ラコルタ|吹田市立市民公益活動センターにて

(大阪府吹田市津雲台1-2-1千里ニュータウンプラザ6階)

【対象】NPO・ボランティアグループや中間支援組織 【内容】障がいの社会モデルについて、合理的配慮のための建設的対話、 社会参加を保障するためのボランティアコーディネーションなど

【定員】先着20名 【費用】無料



2008年、大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程単位取得 退学。公益財団法人世界人権問題研究センター専任研究員 (2008~2016)を経て、2024年10月より大阪公立大学アクセシ

ビリティセンター特任准教授。2009年から「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行員会」事務局員。著書「『社会モデルで考える』 ためのレッスンー 障害者差別解消法と合理的配慮の理解と活用のために」

主催:NPO法人市民ネットすいた

Tel. 06-6875-7459 mail@cnsuita.org

共催: ラコルタ | 吹田市立市民公益活動センター 協力: 北摂ともにプロジェクト https://hokusetsu-tomoni.cnsuita.org/ お申込みは WEBで↓

